

平成29年9月29日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 遠藤 弘之

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 坂田 信喜

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年8月分)について

平成29年8月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年8月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成29年8月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが52件、平成28年度が47件、平成27年度が22件、平成26年度が7件、平成25年度以前が125件、合計253件（市区町村において発生した12件、委託業者等が発生させた37件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な229件について、一覧で事象をお示ししています。

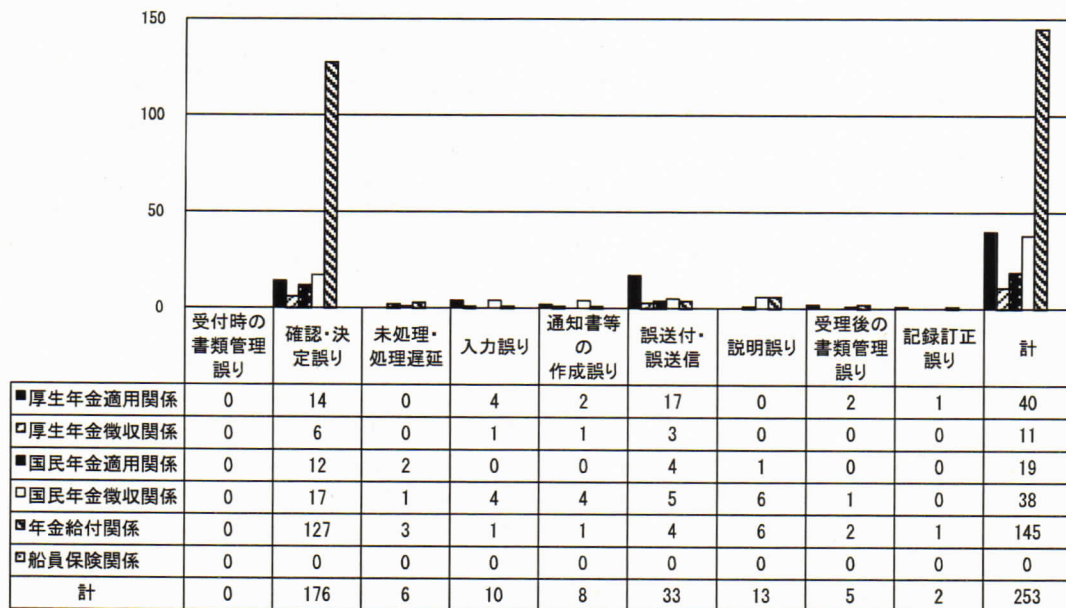
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	106(4)	3	1	4	2	1	8(1)	7(1)	22(6)	47(15)	52(22)	253(49)
割合	41.9%	1.2%	0.4%	1.6%	0.8%	0.4%	3.1%	2.8%	8.7%	18.6%	20.5%	100.0%

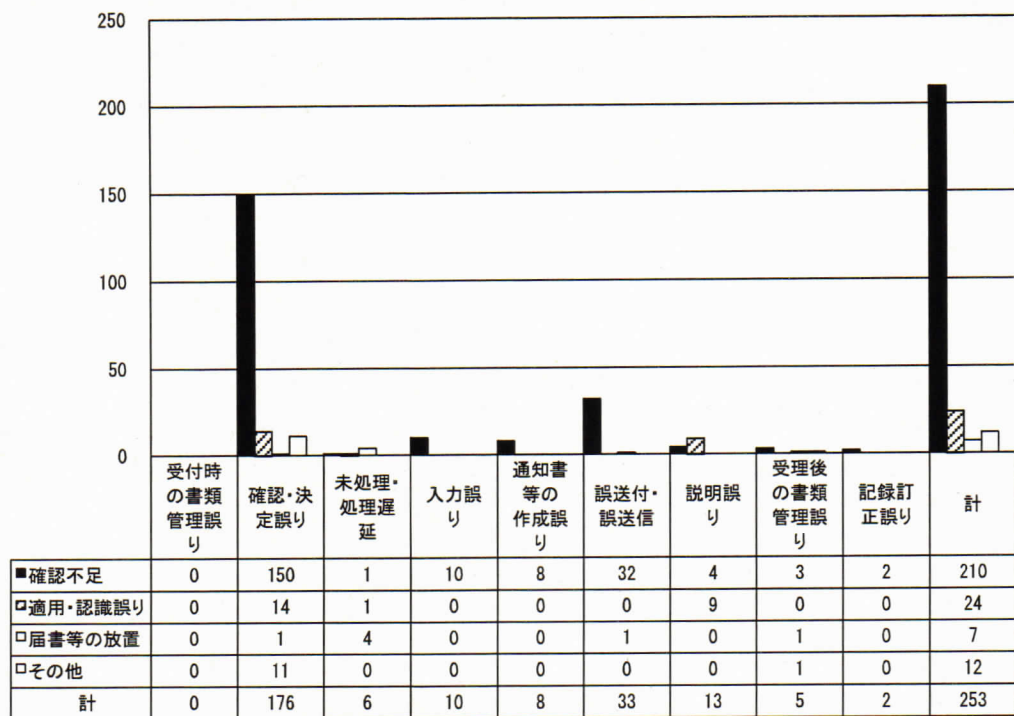
← 社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

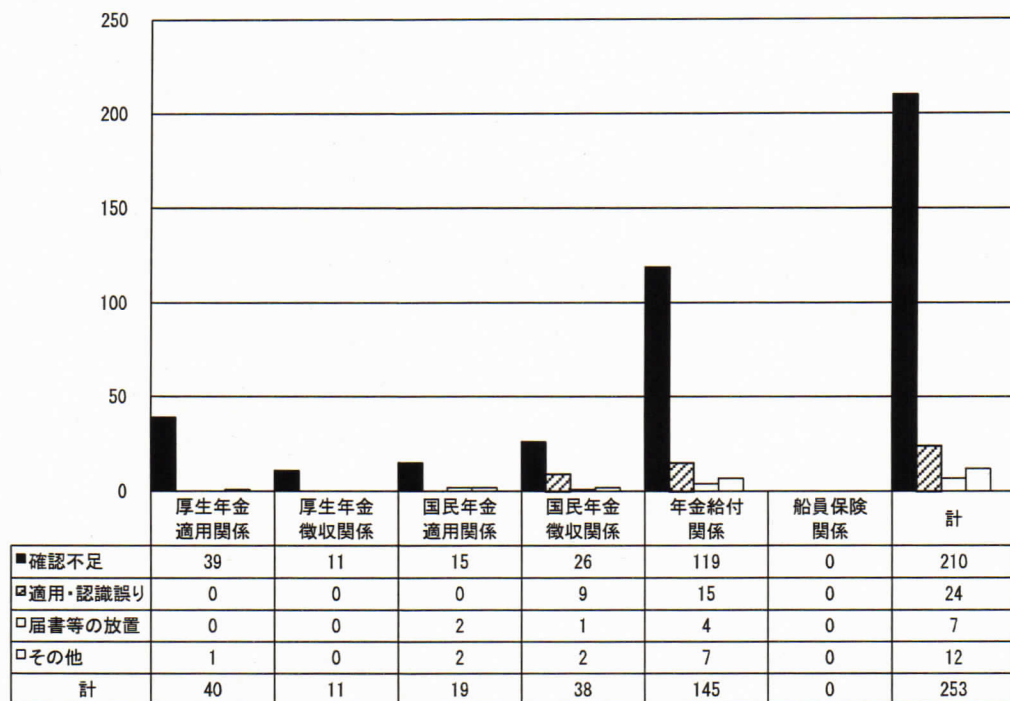
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



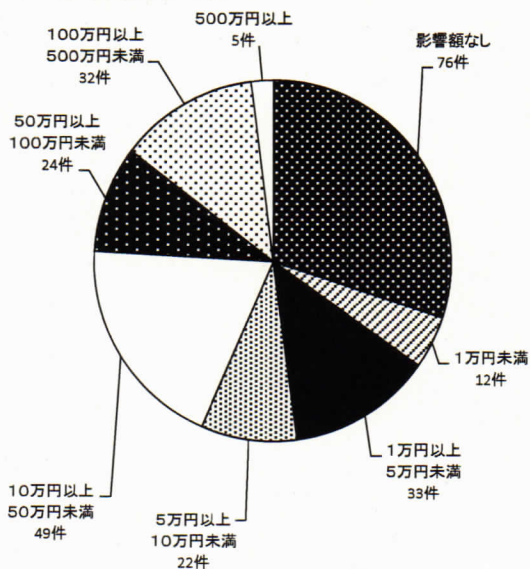
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

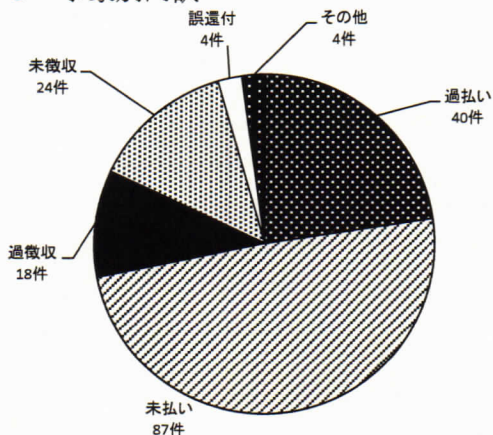


5 影響額別内訳



制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	計
影響額なし	29	5	12	14	16	0	76
1万円未満	0	0	0	3	9	0	12
1万円以上 5万円未満	1	3	4	8	17	0	33
5万円以上 10万円未満	2	0	1	2	17	0	22
10万円以上 50万円未満	2	1	2	10	34	0	49
50万円以上 100万円未満	4	0	0	0	20	0	24
100万円以上 500万円未満	2	2	0	1	27	0	32
500万円以上	0	0	0	0	5	0	5
計	40	11	19	38	145	0	253

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	40件	19,012,574	475,314
未払い	87件	93,228,842	1,071,595
過徴収	18件	6,577,040	365,391
未徴収	24件	9,721,692	405,070
誤還付	4件	141,718	35,429
その他	4件	6,007,367	1,501,841
計	177件	134,689,233	760,956

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未徴収と誤還付	1件	81,050
過徴収と未払い	2件	5,914,857
過徴収と過払い	1件	11,460

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	161件	63.6%
外部	92件	36.4%
計	253件	100.0%

○日本年金機構の平成29年8月分の事務処理誤り一覧(1～28ページ)

- | | | |
|-------------------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 1～37 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 7P | 整理番号 38～45 |
| 3. 国民年金適用関係 | 8P | 整理番号 46～61 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 10P | 整理番号 62～92 |
| 5. 年金給付関係 | 14P | 整理番号 93～229 |

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2015年 2月12日	2015年 5月8日	○担当部署において厚生年金の加入期間が重複している者の確認をしていたところ、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
2		入力誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 2月9日	2017年 5月10日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が資格取得届について報酬月額を誤って入力したため、標準報酬月額が誤って決定され、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	686,082
3			神奈川	事務センター	2017年 5月19日	2017年 6月30日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届について報酬月額を誤って入力したため、標準報酬月額が誤って決定されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、正しい金額で納入告知を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	なし	0
4	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2016年 10月5日	2017年 4月28日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届の処理時に確認が不足し、入力がエラーとなった後の補正処理を漏らしていたため、保険料が過徴収となり、年金の調整が正しく行われず、未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、資格喪失処理を行いました。過徴収の保険料は還付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力がエラーとなった届書について補正処理の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	1,158,637
5			宮崎	事務センター	2017年 5月頃	2017年 7月24日	○担当部署において届書の進捗状況を確認したところ、届書の審査時に確認が不足し、処理済の届書として保管し届書の入力がもれていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格喪失処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の書類の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 5名	過徴収	1,552,749
6	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2015年 7月29日	2016年 9月30日	○担当部署において確認したところ、算定基礎届の審査時に確認が不足し、誤って記載されていた平均額の補正がもれ、標準報酬月額が誤って決定されたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	788,354
7	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域 事務センター	2014年 12月25日	2017年 3月2日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の審査時に確認が不足し、賞与額を誤った金額で転記し処理を行ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	過徴収	274,411

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
8	被扶養者(異動)届の誤り	入力誤り	千葉	事務センター	2016年 4月15日	2016年 5月26日	○事業所から問合せがあり、健康保険被扶養者(異動)届について、被扶養者の氏名の振 り仮名を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
9			香川	高松東	2016年 12月21日	2016年 12月28日	○事業所から問合せがあり、健康保険被扶養者(異動)届について、被扶養者の氏名を誤 って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
10	70歳以上被用者関係 届書の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域 事務センター	2017年 4月19日	2017年 5月19日	○内部点検により、月額変更届と同時に提出された70歳以上被用者月額変更届について、 月額変更届の審査において標準報酬月額の設定に該当しないことを確認した際に取消処理 をすべきところ、担当者間の連絡が不足し取消処理が漏れたため、年金の調整が正しく行わ れず過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、過払いの年金 については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、関連届書がある場合の連絡を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	65,291
11	新規適用届の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	2017年 4月27日	2017年 6月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、新規適用届の処理時に確認が不足し、受託社会保険 労務士を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を 行いました。 ●担当部署において、受託社会保険労務士を登録する際の手順を再確認し、手順を徹底す るよう周知しました。	2事業所	なし	0
12	二以上事業所勤務者 の誤り	確認・決定誤り	茨城	日立	2016年 1月27日	2016年 8月4日	○内部点検により、二以上事業所勤務者にかかる資格取得届の処理時に生年月日の確認 が不足し、介護保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付し ました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる登録後のダブルチェックを徹底するよう 周知しました。	4事業所 1名	過徴収	55,932
13	厚生年金保険第四種 被保険者の誤り	確認・決定誤り	宮崎	延岡	1985年 8月頃	2017年 6月16日	○老齢年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過して厚生年金保険の第四種被保 険者となったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しま した。 ●現在は厚生年金保険第四種被保険者の資格を新規に取得する方はいませんが、担当部 署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	964,719
14	厚生年金適用関係届 書の誤り	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2017年 3月31日	2017年 4月18日	○事業所から問合せがあり、審査が終了した厚生年金適用関係届書について確認が不足 し、審査中の届書として入力を保留していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上、保険料納入告知についての説明を行い、届書の処理を行 いました。 ●担当部署において、審査中の届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。	65事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
15	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2017年 8月3日	2017年 8月16日	○内部点検において、確認不足により入力を行うためのデータの収録が遅れ、厚生年金適用関係届書の処理が完了していなかったことが判明しました。 ●担当部署において、事業所にお詫び及び保険料納入告知に関する案内文書を送付しました。届書のデータを作成し、処理を行いました。 ●担当部署において、登録された届書のデータの確認を徹底するよう周知しました。 (平成29年8月21日 埼玉県政記者クラブ・長野県庁会見場において報道発表済)	796 事業所	なし	0
16	厚生年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	2017年 4月10日	2017年 4月11日	○担当部署において解散した厚生年金基金に加入していた事業所にかかる処理について入力後の確認をしていたところ、処理方法の確認不足により、厚生年金基金削除年月日を誤った日付で入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、解散した厚生年金基金加入事業所にかかる処理手順を再確認し、削除年月日の確認を徹底するよう周知しました。	10事業所	なし	0
17			大阪	大手前	2017年 5月24日	2017年 5月25日	○事業所から問合せがあり、既に社会保険の適用事業所であるにも関わらず、確認不足により、誤って加入勧奨文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、加入勧奨文書の送付対象事業所を選定する際の確認を徹底するよう周知しました。	9事業所	なし	0
18	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	福岡	東福岡	2016年 12月19日	2017年 5月23日	○他の部署から連絡があり、共済組合期間と国民年金期間の補正処理時に確認が不足し、本来は不要な厚生年金保険の資格取得日の訂正を行ったため、誤って保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正の処理手順を再確認し、手順を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	誤還付	39,138
19	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	埼玉	越谷	2017年 6月9日	2017年 6月12日	○担当部署において事業所調査についての打ち合わせをしていたところ、定時決定にかかる事業所調査の案内文書について、調査実施年度を誤って作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署において事業所にお詫び及び正しい調査実施年度を記載した訂正文書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	674 事業所	なし	0
20			大阪	堀江	2017年 1月6日	2017年 1月10日	○事業所から問合せがあり、事業状況の確認のため送付した照会文書について、文書作成時の確認が不足し、事務所の電話番号を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当部署においてそれぞれの事業所にお詫び及び正しい電話番号を記載した訂正文書を送付しました。 ●担当部署において、照会文書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	247 事業所	なし	0
21	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域事務センター	2017年 6月7日	2017年 6月8日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 219名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
22	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務所	2017年 6月16日	2017年 6月19日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	6事業所 13名	なし	0
23			広島	広島広域事務所	2017年 6月16日	2017年 6月19日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所及び社会保険労務士にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	34事業所 54名	なし	0
24			神奈川	事務所	2017年 6月7日	2017年 6月9日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。	4事業所 43名	なし	0
25			愛知	名古屋広域事務所	2017年 6月12日	2017年 6月14日	●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 11名	なし	0
26			東京	東京広域事務所	2017年 6月16日	2017年 6月19日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 28名	なし	0
27			広島	広島広域事務所	2017年 6月24日	2017年 6月26日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	12事業所	なし	0
28			群馬	高崎広域事務所	2017年 6月8日	2017年 6月27日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所及び社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	4事業所 13名	なし	0
29			新潟	事務所	2017年 6月1日	2017年 6月7日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の厚生年金保険被用者一覧表を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した厚生年金保険被用者一覧表を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	4事業所 2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
30	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 6月26日	2017年 6月29日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 2名	なし	0
31			東京	北	2016年 11月1日	2016年 11月2日	○社会保険労務士から問合せがあり、誤って受託契約を解除した事業所の資格取得届等の控えを送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した資格取得届等の控えを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書等を事業所以外の宛先へする際の確認及び封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 5名	なし	0
32	厚生年金適用関係届通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務センター	2017年 1月13日	2017年 1月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 19名	なし	0
33			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 4月26日	2017年 4月28日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
34			東京	東京広域事務センター	2017年 5月16日	2017年 7月12日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 3名	なし	0
35			東京	世田谷	2017年 7月14日	2017年 7月18日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0
36	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	石川	金沢広域事務センター	2017年 4月5日	2017年 4月26日	○事業所から問合せがあり、提出された資格取得届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格取得届を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
37	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	大分	大分	2015年 11月24日	2016年 10月17日	○内部点検により、提出された育児休業等取得者申出書が所在不明となっていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。育児休業等取得者申出書を再提出していただき、処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	616,858

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	口座振替申出書の誤り	確認・決定誤り	愛媛	宇和島	2016年 11月9日	2017年 5月8日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付(変更)申出書の審査時に確認が不足し、誤った金融機関コードを記入し処理を行ったため、保険料が口座から引き落とされなかったことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	1,249,394
39			香川	高松広域 事務センター	2017年 4月26日	2017年 5月31日		6事業所	未徴収	2,821,362
40	二以上事業所勤務者の誤り	入力誤り	富山	富山	2016年 8月8日	2016年 10月11日	○担当部署において二以上事業所勤務者にかかる保険料の確認を行っていたところ、保険料の登録処理時に保険料額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	38,540
41	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2016年 9月20日	2016年 10月19日	○事業所から問合せがあり、窓口で保険料を徴収する際の確認不足により、他の事業所分として納付書を作成し、領収していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
42			機構本部	厚生年金 保険部	2016年 12月26日	2017年 1月19日		8事業所	過徴収	392,555
43	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	静岡	静岡	2016年 1月29日	2016年 2月16日	○担当部署において領収済の保険料を確認していたところ、延滞金納付書の作成時に確認が不足し、誤った延滞金額で納付書を作成したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、納付書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	22,615
44	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 6月20日	2017年 6月23日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の保険料納入告知額・領収済通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料納入告知額・領収済通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
45			北海道	事務センター	2017年 7月20日	2017年 7月21日		2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2013年 12月5日	2017年 1月25日	○お客様から問合せがあり、市町村の確認不足により、国民年金任意加入の資格喪失届について誤った資格喪失年月日を登録したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●市町村に対して、資格喪失日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	14,840
47			長野	松本	2016年 12月14日	2017年 4月17日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った資格喪失年月日で資格喪失届を受付し、機構において処理したため、保険料が誤還付及び未徴収となっていることが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行うとともに不足分の保険料を納付していただきました。 ●市町村に対して、資格喪失日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	81,050
48	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2007年 12月28日	2017年 6月26日	○お客様から問合せがあり、担当者による受給資格の確認不足により、国民年金高齢任意加入に該当しないにもかかわらず任意加入申出書を受付し保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	142,860
49			富山	富山	2013年 4月17日	2017年 2月15日	○内部点検により、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不足分の保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	48,220
50			埼玉	春日部	2014年 3月25日	2017年 4月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、誤った記載がされた口座振替額通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、資格喪失予定年月日を登録しました。 ●担当部署において、入力時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
51			大阪	豊中	2003年 4月6日	2016年 1月29日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい資格記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
52			新潟	柏崎	2011年 10月3日	2016年 9月13日	○内部点検により、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,410
53		説明誤り	埼玉	浦和	2007年 10月頃	2016年 10月26日	○お客様から問合せがあり、市町村の確認不足により、国民年金任意加入申出書の受付ができるにもかかわらず当該案内を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、納付書を送付しました。 ●市町村に対して、国民年金任意加入の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	171,370

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
54	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	北海道	小樽	2010年 5月26日	2017年 5月26日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金任意加入の手続きを行う際に、受給に必要な納付月数を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
55	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2016年 8月10日	2016年 11月25日	○内部点検により、国民年金資格記録の訂正時に誤った処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、資格記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	34,540
56	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	2017年 6月7日	2017年 6月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金に該当しないにもかかわらず、国民年金加入の勧奨状を送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、通知書等の作成時における内容確認を徹底するよう周知しました。	33名	なし	0
57	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2016年 12月22日	2016年 12月26日	○事業所から問合せがあり、担当者による封入・封緘時の確認不足により、国民年金第3号被保険者資格取得届の控えを他の事業所に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した届書の写しを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所6 名	なし	0
58			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 4月14日	2017年 4月17日	○市町村から問合せがあり、委託業者の確認不足により、国民年金の処理結果一覧表を他の市町村に送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの市町村にお詫びの上説明しました。誤って送付した一覧表を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	6市町村	なし	0
59			東京	東京広域 事務センター	2017年 7月6日	2017年 7月14日	○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の年金手帳が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
60	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	茨城	日立	2016年 1月28日	2017年 1月17日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金任意加入申出書が回付されず保管されていたため、前納保険料額での納付ができなかったことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	146,550
61			大阪	玉出	2016年 8月頃	2017年 3月10日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金任意加入申出書が回付されず保管されていたため、還付請求書が送付されていたことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明しました。機構において、届書の処理を行い、記録を訂正しました。 ●市町村に対して、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
62	国民年金付加保険料 納付申出書の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2016年 5月2日	2016年 8月3日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、国民年金付加保険料の納付案内を行わなかったため、前納による付加保険料納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料を前納額で現金領収しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	未徴収	8,480
63	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2017年 4月22日	2017年 5月2日	○担当部署で確認したところ、市町村で受付した追納申込書について、追納期限が間近であるにもかかわらず年金機構への回付が遅延したため、追納期限が経過し追納できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、追納納付書を送付しました。 ●市町村に対して、追納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,040
64			宮城	仙台広域 事務センター	2016年 11月25日	2016年 12月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際に、納付書を作成したまま発送が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書発送時における事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,000
65			岡山	岡山広域 事務センター	2017年 4月12日	2017年 5月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際に、納付書を作成したまま発送が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書発送時における事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
66			神奈川	川崎	2016年 12月9日	2017年 4月20日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、担当者の認識誤りにより、誤った使用期限により作成した追納納付書で使用期限後に納付され、老齢年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過徴収となった保険料を還付するとともに、過払いとなった年金の返納処理を行いました。 ●担当部署において、追納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	11,460
67	国民年金後納保険料 納付申込書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	2015年 4月7日	2015年 9月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納期間として納付した保険料の納付処理を漏らしたため、再度当該期間の保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、保険料の納付処理の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	15,210
68		説明誤り	大阪	市岡	2014年 1月31日	2014年 6月23日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金の後納対象期間に該当する期間について後納申込の案内をしなかったため、当該期間の納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	29,280
69			北海道	札幌東	2012年 10月2日	2017年 6月1日	○お客様から問合せがあり、担当者による合算対象期間の確認不足により、誤った受給資格期間で後納の案内を行ったため、後納保険料を納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,940
70	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	堀江	1989年 3月14日	2015年 11月9日	○お客様から問合せがあり、障害年金3級を受給している方は国民年金保険料の法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書及び国民年金保険料免除申請書を受付の上、処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
71			神奈川	横浜西	2003年 9月25日	2016年 7月20日	○お客様から問合せがあり、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料額と追納保険料額との差額を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	650

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
72	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	2017年 7月1日	2017年 7月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書について、市町村より提供された所得情報に誤りがあり、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●市町村に対して、正しい所得情報を提供するよう依頼しました。	1名	なし	0
73			熊本	熊本東	2016年 10月4日	2016年 12月6日	○お客様から問合せがあり、委託業者の訪問時における確認不足により、納付勧奨対象者でないにもかかわらず、誤って国民年金保険料免除制度の案内を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、個別訪問時の本人確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
74		説明誤り	鹿児島	鹿児島北	2015年 6月24日	2016年 6月3日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料免除制度を失業による特例制度で申請した場合、翌年の継続申請が行えないにもかかわらず、継続申請となり申請期間にかかると納付済保険料も還付される旨案内を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って納付となった保険料を還付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	156,570
75			福島	平	2015年 8月13日	2016年 2月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請を行う場合、処分決定されるまでは当該期間にかかる保険料の納付を案内すべきであるにもかかわらず、納付をしないよう説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金免除制度の取扱いについて確認を徹底し、必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	なし	0
76	国民年金保険料口座 振替納付(変更)申出 書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	2016年 3月23日	2016年 5月31日	○内部点検により、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、口座振替情報が金融機関へ送付されず、国民年金保険料が口座振替されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収となった保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替申出書を受付する際は、金融機関への情報提供を確実にを行うよう周知しました。	1名	未徴収	211,720
77		入力誤り	広島	広島広域 事務センター	2016年 5月頃	2017年 5月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替(変更)申出書の処理時に、通帳番号の入力を誤ったため、前納による口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対し、入力時及び入力後の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	387,540
78			神奈川	事務センター	2017年 3月13日	2017年 5月8日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替(変更)申出書の処理時に、口座名義人の入力を誤ったため、前納による口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	193,730
79	国民年金保険料クレ ジットカード納付(変更) 申出書の誤り	入力誤り	石川	金沢広域 事務センター	2016年 3月1日	2016年 3月23日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の処理時に、クレジットカード名義人の入力を誤ったため、前納による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	3,460

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
80	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2017年 4月7日	2017年 4月28日	○内部点検により、お客様から作成依頼のあった2年前納納付書の送付が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書発行時における事務処理の流れについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	185,190
81		説明誤り	北海道	札幌東	2017年 5月10日	2017年 5月22日	○お客様から問合せがあり、納付にかかる電話照会時に23ヶ月前納の説明をせず、11ヶ月前納納付書を送付し、後日23ヶ月前納納付勧奨を行ったため、保険料が重複納付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、11ヶ月前納保険料額を還付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	過徴収	178,460
82	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	愛知	笠寺	2017年 3月1日	2017年 3月17日	○事務センターから連絡があり、誤って同様の国民年金保険料納付書を2通作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	146,340
83			福岡	福岡広域 事務センター	2017年 2月14日	2017年 3月17日	○内部点検により、国民年金保険料免除理由該当通知書について、他のお客様の基礎年金番号を記載して送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤った記載の通知書を回収し、正しい記載の通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書の作成時における内容確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
84			岡山	津山	2017年 6月27日	2017年 7月5日	○内部点検により、国民年金保険料学生納付特例の勧奨について、誤った申請年度が記載された申請書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい申請年度の申請書を送付しました。 ●担当部署において、申請書の作成時における内容確認を徹底するよう周知しました。	116名	なし	0
85			滋賀	事務センター	2017年 3月14日	2017年 5月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除理由該当通知書について、記載されたお客様住所が旧住所であったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい住所が記載された通知書を交付しました。 ●担当部署において、通知書の作成時における内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
86	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	青森	事務センター	2017年 5月18日	2017年 5月22日	○お客様から問合せがあり、担当者による封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書に他のお客様の国民年金保険料免除・納付猶予申請書が混在し、送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した免除申請書の控えを回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
87			新潟	事務センター	2017年 6月14日	2017年 6月16日	○お客様から問合せがあり、担当者による封入・封緘時の確認不足により、学生納付特例申請書にかかる本人照会を行う際に、他のお客様の学生納付特例申請書の写しを混在し送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した申請書の写しを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
88	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	事務センター	2017年 6月28日	2017年 7月10日	○お客様から問合せがあり、担当者による封入・封緘時の確認不足により、学生納付特例申請書に他のお客様の学生納付特例申請書が混在し、送付されていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した申請書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
89			宮城	仙台南	2017年 3月17日	2017年 3月21日	○お客様から問合せがあり、担当者による窓口交付時の確認誤りにより、誤って他のお客様の納付書を交付し、当該納付書で納付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って納付した保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、窓口交付時における本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	31,180
90			大阪	玉出	2017年 6月22日	2017年 7月11日	○お客様から問合せがあり、担当者による窓口交付時の確認誤りにより、誤って他のお客様の納付書を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、窓口交付時における本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
91	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	長野	長野南	2016年 10月26日	2017年 4月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書が処理されず保管されていたため、前納による口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行うとともに、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	387,540
92		受理後の書類管理誤り	島根	出雲	2016年 11月8日	2017年 5月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料口座振替納付申出書を再度提出していただき処理を行うとともに、未徴収となった保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	97,950

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
93	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2014年 9月22日	2015年 11月20日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	196,029
94			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 3月10日	2017年 3月30日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金保険料の免除申請年月日の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●現在は受給権発生年月日が自動的に決定されますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	過払い	93,974
95			愛知	瀬戸	1984年 12月8日	2015年 11月20日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	24,636
96			広島	広島西	1989年 11月2日	2015年 2月3日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い、旧厚生年金保険法の老齢年金を新規裁定すべきところ、受給要件の確認不足から旧厚生年金保険法の通算老齢年金を再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金を取消の上、老齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,414,318
97			島根	松江	1982年 4月1日	2014年 6月19日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	366,621
98	老齢年金の第四種被 保険者期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	三宮	2007年 10月19日	2016年 11月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,219,301
99			山形	山形	2005年 1月27日	2017年 1月31日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	632,400

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
100	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	2008年 1月29日	2016年 7月26日	○機構本部から連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	39,500
101			東京	青梅	1995年 9月6日	2017年 7月7日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,758,726
102			山形	山形	2009年 6月18日	2016年 12月5日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、一時金決定済の期間を旧農林共済組合期間として老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	779,282
103			茨城	水戸南	2003年 9月25日	2017年 7月6日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、一時金決定済の期間を共済組合期間として老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	682,516
104			山形	新庄	2008年 11月4日	2016年 8月16日	○事務センターから連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	74,092
105	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	花巻	1987年 5月1日	2014年 8月25日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払いは生じませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
106			北海道	稚内	2011年 3月31日	2016年 2月19日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	103,063
107			佐賀	武雄	1997年 6月19日	2016年 2月22日		8名	過払い	618,892
108			岩手	花巻	1998年 12月4日	2016年 5月31日		2名	過払い	149,368

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
109	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	豊岡	2000年 11月2日	2016年 3月29日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	39,542
110			岡山	岡山西	2003年 6月26日	2016年 2月26日		4名	過払い	177,592
111			愛知	名古屋西	1999年 6月10日	2016年 5月20日		3名	過払い	154,590
112			福島	東北福島	1997年 7月24日	2016年 2月23日		8名	過払い	787,006
113			福島	平	1998年 2月26日	2016年 3月28日		4名	過払い	394,094
114			青森	八戸	1998年 2月5日	2016年 2月25日		3名	過払い	218,750
115			愛知	瀬戸	1983年 6月8日	2016年 7月21日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,974
116			宮崎	宮崎	1979年 10月29日	2016年 9月29日	○担当部署において確認したところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	16,235
117			和歌山	田辺	2005年 7月28日	2016年 2月20日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	4名	過払い	581,394
118			岩手	盛岡	1998年 3月5日	2016年 4月21日		1名	過払い	105,495
119			山形	鶴岡	1993年 4月1日	2016年 2月19日		18名	過払い	630,146
120			福岡	南福岡	1997年 4月10日	2016年 4月15日		3名	過払い	288,597
121			秋田	大曲	1997年 6月19日	2016年 5月27日		1名	過払い	96,883
122			熊本	八代	1997年 7月3日	2017年 1月27日		9名	過払い	716,937
123			大阪	吹田	1994年 8月31日	2016年 5月27日		13名	過払い	924,984

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
124	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	静岡	富士	1983年 7月28日	2016年 1月28日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	599,461
125			福岡	直方	1995年 8月24日	2016年 3月31日		7名	過払い	789,039
126			兵庫	西宮	2002年 6月13日	2016年 3月22日		5名	過払い	596,634
127			長野	飯田	1998年 4月16日	2016年 3月10日		2名	過払い	112,791
128			福岡	西福岡	1999年 7月29日	2016年 3月9日		1名	過払い	102,645
129			大阪	堺西	1998年 3月26日	2016年 2月22日		5名	過払い	647,255
130			宮城	大河原	1998年 7月9日	2016年 5月20日		1名	過払い	94,090
131			山形	山形	1997年 12月18日	2016年 2月19日		15名	過払い	1,090,903
132			埼玉	大宮	1998年 1月14日	2016年 2月19日		9名	過払い	816,411
133			鹿児島	鹿屋	1975年 1月頃	2015年 11月30日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録を算入せずに老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,633
134			大阪	豊中	2001年 3月8日	2016年 5月10日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	53,684
135			兵庫	明石	1981年 12月16日	2016年 3月30日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,174,426
136			東京	大田	1988年 12月8日	2015年 10月29日		1名	未払い	81,744
137			福岡	直方	1986年 4月30日	2016年 9月14日		1名	未払い	28,005

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
138	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	石川	金沢北	1990年 3月8日	2015年 2月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,213,090
139			広島	呉	1999年 3月4日	2016年 10月28日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,042,170
140			大阪	貝塚	1998年 7月30日	2016年 11月16日	○事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,069,380
141			神奈川	港北	2001年 2月26日	2016年 3月18日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,608,116
142			福島	平	1997年 2月20日	2016年 11月14日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,152,551
143			愛知	笠寺	1993年 5月28日	2016年 8月1日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,818,357
144			愛知	一宮	1996年 3月28日	2016年 8月26日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	487,990
145			岐阜	岐阜南	1996年 10月20日	2017年 1月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,998,776

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
146	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	静岡	掛川	2007年 3月23日	2016年 11月30日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,356,696
147			静岡	掛川	1992年 10月18日	2016年 8月2日		1名	未払い	5,379,660
148	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2011年 1月29日	2016年 12月21日	○事務センターから連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	674,514
149			岐阜	美濃加茂	2003年 5月22日	2016年 11月30日		1名	未払い	1,295,552
150			兵庫	加古川	2009年 1月10日	2017年 1月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	980,000
151			愛知	笠寺	2011年 1月23日	2017年 2月20日		1名	未払い	974,914
152			新潟	新潟西	2008年 12月頃	2017年 3月3日		1名	未払い	1,039,481
153			静岡	掛川	2009年 1月8日	2016年 6月27日		1名	未払い	1,008,640
154			富山	富山	2009年 3月頃	2017年 2月28日	○担当部署において確認したところ、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,425,063
155			東京	八王子	2006年 6月25日	2017年 2月21日		1名	未払い	1,459,210

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
156	在職時の年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	愛知	瀬戸	1982年 8月4日	2016年 6月10日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	5,369
157			石川	金沢北	1982年 11月1日	2016年 2月9日		1名	未払い	281,628
158			東京	大田	1978年 6月1日	2015年 12月28日		1名	未払い	857,790
159	在職時の年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	1979年 8月1日	2016年 3月4日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	87,615
160			大阪	枚方	1983年 1月20日	2016年 3月11日		1名	未払い	284,759
161	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 3月30日	2017年 4月21日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の一部繰上げを希望しているにもかかわらず、確認不足から全部繰上げの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰下げ請求書について再度受付しました。 ●担当部署において、繰上げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
162			埼玉	川越	2017年 6月10日	2017年 6月14日		1名	なし	0
163		説明誤り	大分	別府	2016年 6月24日	2016年 10月17日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、雇用保険の基本手当を受給している間は繰上げた老齢厚生年金が支給停止となることを説明せずに、繰上げ請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。繰上げ請求の年金を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	232,269
164	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	2013年 10月頃	2016年 8月17日	○お客様から問合せがあり、65歳到達時の遺族共済年金額の確認不足により、遺族厚生年金の支給停止額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を周知し、改定処理時の年金記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	243,201
165			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 10月20日	2017年 1月5日		1名	未払い	93,918

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
166	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	京都	中京	2015年 11月17日	2016年 5月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、過去の年金相談の際に、障害基礎年金決定後に遺族厚生年金を請求するよう案内すべきところ、案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金請求の手続きの説明を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	94,599
167	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2017年 3月14日	2017年 5月15日	○市町村から連絡があり、受給権発生年月日を障害認定日とすべきところ、誤って受付年月日としたために、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,218,905
168			機構本部	障害年金センター	2015年 10月15日	2017年 4月4日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足により障害認定結果の登録を誤ったことから、本来提出を案内すべき診断書様式とは異なる様式をお客様に送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい診断書様式を交付しました。 ●担当部署において、審査時の点検を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
169	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	機構本部	相談・サービス推進部	2017年 3月21日	2017年 4月6日	○年金事務所から連絡があり、委託業者がお亡くなりになった方の年金について既に支払保留処理が行われているにもかかわらず、口座に振り込まれる予定であると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、年金相談時の年金支給状況の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
170	加給年金の誤り	確認・決定誤り	岩手	花巻	1989年 7月27日	2016年 7月27日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	180,000
171			青森	むつ	1999年 10月14日	2017年 2月16日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,135,983
172			岐阜	大垣	2003年 2月6日	2017年 2月14日		1名	未払い	91,999
173			兵庫	加古川	2001年 10月11日	2017年 2月13日		1名	未払い	99,900
174			新潟	新潟西	2001年 4月1日	2017年 3月3日		1名	未払い	149,850
175			兵庫	明石	2003年 10月30日	2017年 3月15日		1名	未払い	166,041
176			福島	平	2004年 10月28日	2017年 3月14日		1名	未払い	99,325

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
177	加給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	今里	1997年 4月10日	2017年 2月14日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	442,500
178			静岡	島田	1995年 7月1日	2017年 2月23日		1名	未払い	86,434
179		入力誤り	広島	広島広域 事務センター	2017年 2月2日	2017年 7月7日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の請求書の記載内容の確認不足により、委託業者が加算対象となる子にかかる入力処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	74,766
180	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	1997年 5月3日	2017年 1月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,796,488
181			富山	砺波	1987年 6月27日	2017年 2月23日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,587,391
182			広島	福山	2002年 4月28日	2017年 3月8日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,395,080
183			徳島	徳島南	1995年 4月27日	2016年 12月15日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,935,122

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
184	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	1999年 3月12日	2016年 8月25日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,210,185
185	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	大阪	貝塚	1987年 12月4日	2016年 11月15日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,765,337
186			沖縄	コザ	2013年 11月頃	2016年 11月22日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,974,720
187			岡山	岡山西	1999年 3月26日	2017年 1月30日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	219,915
188	再裁定の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2013年 5月頃	2015年 7月31日	○担当部署において確認したところ、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に国民年金保険料の納付が行われた場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,500
189			山口	下関	1997年 4月3日	2015年 10月30日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	429,233

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
190	再裁定の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	1992年 9月3日	2016年 3月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定時に障害年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から障害年金の再裁定を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,510,030
191			愛知	名古屋北	2001年 4月26日	2016年 2月15日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の決定時に通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から通算老齢年金の再裁定を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	2,181,896
192			愛知	名古屋北	1987年 5月1日	2016年 2月19日	●担当部署において、遺族年金の請求があった場合は、請求のあった年金だけでなく死亡者が受給していた年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,656
193			愛知	名古屋北	2014年 5月14日	2016年 5月17日		1名	未払い	13,670
194			愛知	名古屋北	1982年 3月20日	2015年 10月9日	○機構本部から連絡があり、旧令共済記録の判明に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、老齢年金の再裁定を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,308
195			北海道	函館	2008年 8月4日	2017年 1月24日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。	1名	未払い	9,455
196			神奈川	横浜南	2014年 7月22日	2017年 1月24日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	1,493
197			京都	中京	2011年 8月1日	2017年 2月16日	●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,947
198			石川	金沢北	2014年 4月21日	2017年 3月2日		1名	未払い	6,592
199			茨城	下館	1982年 6月頃	2016年 3月28日	○担当部署において確認したところ、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の老齢年金の再裁定を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,075
200			鳥取	米子	1997年 6月12日	2016年 5月30日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から老齢年金の再裁定を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	148,539

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
201	再裁定の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	1996年 8月8日	2016年 11月18日	○遺族年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	184,370
202			新潟	新潟東	2007年 9月18日	2017年 5月17日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,624
203			岡山	倉敷西	2009年 6月11日	2017年 1月11日		1名	未払い	7,457
204			和歌山	和歌山東	2009年 9月頃	2017年 1月11日		1名	未払い	2,021
205			和歌山	和歌山東	2006年 8月11日	2017年 1月11日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,649
206	支給停止基準額の変更に伴う年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	1999年 10月27日	2016年 10月24日	○担当部署において確認したところ、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に国民年金保険料の納付が行われた場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	33,490
207			愛知	名古屋北	1977年 6月1日	2015年 5月15日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	93,786
208			神奈川	港北	1980年 11月1日	2016年 2月4日		1名	未払い	18,464
209	年金選択の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2015年 11月3日	2016年 8月10日	○共済組合から連絡があり、年金相談センターにおいて年金受給状況の確認不足から、お客様に不利な年金選択の方法の選択申出書を受付した結果、お客様のご希望とは異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	98,986

整理番号	件名	誤り区分	都道県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
210	年金選択の誤り	確認・決定誤り	静岡	沼津	2014年 12月26日	2016年 7月8日	○お客様から連絡があり、委託社会保険労務士が健康保険の傷病手当金の受給状況の確認不足から、お客様に不利な年金選択の方法の選択申出書を受付した結果、お客様のご希望とは異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、傷病手当金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	636,103
211			埼玉	大宮	2015年 10月1日	2016年 8月22日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される独自給付額の確認不足により、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	310,264
212	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2017年 3月21日	2017年 5月16日	○事務センターから連絡があり、電子申請による未支給年金請求書について確認不足から処理を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、電子申請における届出の進捗管理について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	167,880
213	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2017年 3月28日	2017年 6月27日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の記載内容の確認不足から年金請求書の処理時に金融機関コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	75,446
214	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	東京	板橋	1985年 10月3日	2017年 2月7日	○事務センターから連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	142,912
215	寡婦年金の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	2015年 12月22日	2016年 2月24日	○お客様から問合せがあり、寡婦年金の支給要件の確認不足から、寡婦年金の請求を案内せず、死亡一時金の請求を受付し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意思を確認し、寡婦年金の請求を受付するとともに、死亡一時金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、寡婦年金の支給要件について周知を行いました。	1名	過払い	170,000
216	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	青森	青森	2003年 7月18日	2017年 1月20日	○事務センターから連絡があり、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	155,010

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
217	年金支給時期等の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2016年 12月20日	2017年 2月17日	○お客様から問合せがあり、加給年金が支給停止となることにより生じる過払いについて、お客様からの申出内容とは異なる方法で返納の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お客様からの申出内容に沿った返納の処理を行いました。 ●担当部署において、返納方法申出書を受付した際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
218			機構本部	中央年金 センター	2017年 5月10日	2017年 6月1日	○他の部署から連絡があり、年金額の計算スケジュールの確認不足により処理を漏らしたことから、正しい年金のお支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、スケジュール管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	44,883
219		説明誤り	東京	北	2010年 2月1日	2016年 12月19日	○お客様から問合せがあり、遺族年金失権届の「失権の事由に該当した年月日」について、誤って遺族年金の裁定年月日の記載を案内したことにより、遺族年金の返納金が生じていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行い、訂正処理及び返納金の取消しを行いました。 ●担当部署において、届書の受付時には届出内容について十分確認するよう周知を行いました。	1名	なし	0
220	在職支給停止の説明 誤り	説明誤り	奈良	桜井	2017年 5月23日	2017年 6月15日	○事務センターから連絡があり、長期特例に該当している老齢厚生年金について、被保険者である間、年金の定額部分が支給停止となるにもかかわらず、経過措置に該当するため定額部分は支給停止しないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の在職支給停止の扱いについて周知しました。	1名	なし	0
221	年金給付関係通知書 等の誤り	通知書等の作成 誤り	滋賀	草津	2015年 10月2日	2015年 10月16日	○担当部署において確認したところ、年金証書の再交付の際、異なる様式で年金証書を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい様式で年金証書を作成しお渡ししました。 ●担当部署において、年金証書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
222	年金給付関係通知書 等の誤送付	誤送付・誤送信	機構本部	中央年金 センター	2016年 3月14日	2016年 3月16日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、委託業者が脱退一時金支給決定通知書を他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した脱退一時金支給決定通知書を回収し、本来送付すべきお客様に脱退一時金支給決定通知書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
223			青森	事務センター	2017年 6月30日	2017年 7月3日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、所得状況届を他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した所得状況届を回収し、本来送付すべきお客様に所得状況届を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
224	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	茨城	土浦	2017年 4月5日	2017年 4月6日	○年金相談時の記録確認により、年金相談における年金記録の確認不足により、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当者から委託社会保険労務士に対し、注意喚起を行いました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
225	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	東京	世田谷	2017年 6月29日	2017年 6月29日	○お客様から問合せがあり、年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
226	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	堺東	2016年 5月24日	2017年 4月20日	○事務センターから連絡があり、年金相談センターで受付した加給年金額加算開始事由該当届について機構本部への進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行いました。お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●年金相談センターにおいて、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	361,830
227			愛知	大曾根	2016年 7月14日	2017年 4月18日	○お客様から問合せがあり、不備があったため機構本部から返戻された加給年金額加算開始事由該当届等について、未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	その他	4,756,220
228			北海道	砂川	2015年 11月8日	2017年 2月16日	○市町村から連絡があり、市町村において受付した年金請求書等が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金請求書等を再提出いただき処理を行いました。お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に対して書類の管理を徹底するよう依頼しました。	12名	未払い	3,996,597
229		受理後の書類管理誤り	大分	事務センター	2016年 8月31日	2016年 11月17日	○担当部署において確認したところ、死亡一時金請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、死亡一時金請求書を再提出いただき処理を行いました。お客様に死亡一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,000